




リスク

FP2級

2週間合格スクール

リスク



リスク

生命保険の
基本

【公的保険と私的保険】

保険とは、病気やケガ、死亡、事故など不測の出来事や、台風や地震、火災など自然災害、第三者への損害賠償責任の負担や事業で被る不利益など様々なリスクに備える制度です。

リスク	公的保険(社会保険)	私的保険(民間保険)
ケガ・病気	公的医療保険(健康保険・国民健康保険・後期高齢者医療制度)	医療保険・傷害保険・がん保険等
業務上のケガや病気	労災保険	労働災害総合保険
老齢	公的年金(老齢年金)	個人年金保険
死亡	公的年金(遺族年金)	死亡保険
介護・認知症	公的介護保険等	介護保険 認知症保険
障害	公的年金(障害年金) 自立支援医療 障害福祉サービス	身体障がい保険 所得補償保険 就業不能保険
失業	雇用保険	就業不能保険

リスク

生命保険の
基本

【私的保険の種類】

私的保険には、生命保険・損害保険に分かれ、そのどちらにも分類しない保険を第三分野保険という

第1分野	第2分野	第3分野
生命保険	損害保険	第1分野・第2分野どちらにも属さない保険
<ul style="list-style-type: none">・ 定期保険・ 終身保険・ 養老保険・ 個人年金保険 など	<ul style="list-style-type: none">・ 傷害保険・ 地震保険・ 火災保険・ 自動車保険・ 個人賠償責任保険 など	<ul style="list-style-type: none">・ 医療保険・ がん保険・ 介護保険 など

リスク

生命保険の
基本

【保険法と保険業法】

保険法	保険契約に関する一般的なルールを定めた法律。 保険契約の締結から終了まで、保険契約における関係者の権利義務等が定められています。
保険業法	行政が保険事業及び保険募集を業務の健全かつ適正な運営を確保することで保険契約者等の保護を図るための法律です。

【保険の用語】

リスク

生命保険の
基本

保険契約者	保険会社と契約を結び、契約の変更や保険料を払い込む義務を持つ人のこと。
被保険者	保険の保障(補償)を受ける人または保険の対象となる人のこと。
保険価額	保険の対象となる金銭的に評価した金額のこと。
保険金額	保険契約において保険の対象に対して設定する契約金額のこと。
再調達価額	保険契約の対象と同等のものを取得するのに必要は資金のこと。
責任準備金	将来の給付のために現時点で保有しておかなければならない積立金のこと
解約返戻金	保険期間中に解約した場合に戻ってくるお金のこと。
満期保険金	満期を迎えた時に保険会社から支払われるお金のこと。 ※満期とは、契約によって決められた保険期間を終了するタイミングのこと。
経理処理	経費部門で行う処理全般のことで、入出金の管理や請求書、領収書の発行などを行います。

リスク

契約者等の
保護

【少額短期保険業者】

保険業のうち、保険金額が少額、保険期間が1年以内(損害保険は2年)の保険で保障性商品(万一の備えの保険：定期保険等)の引受のみ(保険の申込を受諾し、契約を成立させること)を行う事業のことを少額短期保険業者と言います。

少額短期保険業者は、被保険者から引き受ける保険金の上限は1,000万円以内。

メリット

- ・ 保険料を抑えられる
- ・ 一部のリスクに備えられる

デメリット

- ・ 保障金額が小さい
- ・ 保険期間が短い
- ・ 契約者保護機構の対象外
- ・ 貯蓄機能がない

	保険法	保険業法	保険契約者保護機構
生命保険会社	○	○	○
損害保険会社	○	○	○
少額短期保険業者	○	○	-
共済	○	-	-

○=適用・加入義務

【生命保険の保険料】

保険料は、純保険料と付加保険料に分けられます。
純保険料は死亡保険料・生存保険料に分けられます

純保険料	事故などの補償として保険会社が支払う保険金に充てられる部分 (予定死亡率 、 予定利率 を元に計算されます)	死亡保険料 (死亡保険金の支払いに充てられる部分)
		生存保険料 (生存保険金の支払いに充てられる部分)
付加保険料	保険会社が事業の運営のため、経費などに充てられる部分 (予定事業費率 を元に計算)	

リスク

生命保険の
保険料

リスク

生命保険の
保険料

【予定基礎率】

保険料の次の3つの予定基礎率をもとに算定されます。

予定死亡率	過去の統計に基づく男女別や年齢別の死亡率で算出された統計 予定死亡率が 高い ほど、保険料は 高く なります。
予定利率	保険会社が資産運用するときの想定している利回り。 予定利率が 高い ほど、保険料が 安く なります。
予定事業費率	保険会社が事業を維持、運営を行う上で必要な経費。 予定事業費率が 高い ほど、保険料は 高く なります。

リスク

生命保険

【生命保険商品の特徴まとめ】

種類	保険期間	解約返戻金	貯蓄性	保険料
定期保険	満期あり	なし	なし	安い
終身保険	満期なし	あり	あり	中間
養老保険	満期あり	あり	あり	高い

リスク

生命保険
その他の保険

【その他の生命保険】

変額保険	株式や債券の運用実績により、解約返戻金の変動しますので、解約返戻金は、最低保証額はありませんが、死亡保険金・高度障害保険金は、有期型、終身型とも基本保険金(死亡保険金等)が 最低保証 されます。
団体信用生命保険	住宅ローン返済中に契約者に万が一のことがあったときに、 住宅ローン残高がゼロになる 保険。
就業不能保障保険	病気やケガで長期療養が必要となり働けなくなったことにより、収入が減少したり、途絶えたりした時に、一定の条件のもと保険金や給付金を受け取れる保険です

リスク

生命保険
法人向け

【法人向けの生命保険】

法人が抱えるリスクとして、役員の退職・死亡による退職金の捻出や従業員への退職金や医療保険などの福利厚生の実施などを目的に保険に加入することで備えることができます。

主な保険

- 総合福祉団体定期保険(Aグループ)
- 団体定期保険(Bグループ)
- 団体就業不能保障保険
- 遡増定期保険
- 財産形成積立貯蓄保険

など

リスク

生命保険
法人向け

【総合福祉団体定期保険（Aグループ保険）】

概要	企業等が契約者となり、役員・従業員全員を被保険者とする保険で、従業員等の死亡・高度障害に対して、原則として保険金が役員・従業員の遺族に支払われます。
特徴	<ul style="list-style-type: none">・ 1年更新の掛け捨て型の定期保険・ 役員・従業員本人の同意が必要ですが、医師の診査は不要（告知は必要）です。・ 企業が負担した保険料は、全額損金算入可能
ヒューマンバリュー特約	従業員が死亡もしくは高度障害となった場合、企業の損失を補償する特約です。 従業員の死亡した場合、新たに従業員を得る必要があります。 本特約を付加することで企業が負担する新規採用費および育成費用等を準備することができます。 受取人は企業等に限定されています。

リスク

生命保険
法人向け

【団体定期保険（Bグループ保険）】

<p>概要</p>	<p>契約者および被保険者はAグループ保険と同じですが、保険料を負担するのは従業員であり、任意加入です。 一契約で企業等の多数の従業員が加入でき、手続きが容易で、保険料は普通の定期保険より安いです。</p>
<p>特徴</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 団体定期保険は1年更新の定期保険となります。・ 従業員だけでなくその家族も加入可能です。・ 一般的に従業員の給与から天引きされます。・ 健康診断も省略され、簡単な告知のみで加入可能

リスク

生命保険
法人向け

比較項目	Aグループ（総合福祉団体定期保険）	Bグループ（団体定期保険）
契約者	企業	企業（または団体）
保険料負担者	企業	従業員本人
加入方式	全員加入（原則）	任意加入
主な目的	福利厚生・企業の損失補償	従業員個人の保障確保
損金算入	全額損金算入可能（会社負担）	個人負担のため関係なし
医師の診査	不要（告知のみ）	簡単な告知のみ
保険料	やや高め（会社負担）	安い（団体割引あり）

リスク

生命保険の
主な特約

【生命保険の主な特約】

その他の特約	
先進医療特約	厚生労働大臣が定める高度で最先端の医療技術を用いた療養に対して給付金が支払われる特約で、 加入後に新しく認められた(療養を受けた時点の) 先進医療も支払いの対象です。
リビング・ニーズ特約	被保険者が余命 6ヶ月以内 と判断された時、生存中に被保険者が死亡保険金などの一部を 前払い で受け取れる特約ですので、保険料はなく 無料 となります。 死亡保険金の全額を受け取ると、同額の死亡保険金が減額されたことになり、そこで保険契約は 終了 します。

リスク

生命保険の
契約

【払済保険と延長保険】

概要	保険加入時と将来の生活環境、家庭を取り巻く状況は常に変化します。 金銭的に余裕がない、保険料を払い続けるのが困難といったときに、払済保険・延長保険に変更することで、契約中の保険を解約することなく、保障を継続し、 解約返戻金を一時払保険料に充当する ことで負担をなくすことができます。
払済保険	現在契約している保険の保障期間を変えずに、保障金額を少なくすることで満期まで保障を受けられます。 ただし 特約部分は消滅 します。(リビング・ニーズ特約は消滅しない)
延長保険	保障期間は短くなりますが、保障金額は元の契約と変わらない。

	払済保険	延長保険
保険金額	少なくなる	変わらない
保障期間	変わらない	短くなる

リスク

生命保険の
契約

【自動振替貸付】

自動振替貸付

自動振替貸付とは、**解約返戻金の範囲内**で保険料を保険会社が自動的に立て替えることで、契約を有効に継続させる制度です。

貸付けとなるため、所定の**利息**が発生します。

自動振替貸付により保険料を払い込んだ場合、生命保険料控除の計算は、返済した年分ではなく、**自動振替貸付があった年分が対象**となります。

自動振替貸付により、貸付を受けて保険料に充当された金額も、解約返戻金をもとに支払いをしているので、**生命保険料控除の対象**となります。

リスク

生命保険の
契約

【契約者貸付制度】

契約者貸付制度

契約者貸付制度とは、生命保険を利用して、銀行からではなく、保険会社から、解約返戻金の所定の範囲内でお金を借りることができる仕組みです。

生命保険を解約することなく、お金を借りることができます。

借り入れることができる金額は、**解約返戻金**の70～90%程度までです。

リスク

生命保険料控除

【生命保険料控除の概要】

概要

- ・ 1年間に支払った生命保険料は、金額に応じて、生命保険料控除の対象となります。
(自動振替貸付制度の払込金額も生命保険料の対象となります。)
- ・ ただし、少額短期保険業者と締結した保険契約の保険料は、生命保険料控除の**対象とはなりません**。

備考

本来、税金は「所得（もうけ）」に対して課されます。

生命保険は利益を生むものではありませんが、

「万一のときに遺族の生活を支える」「医療費などに備える」など、

自助努力によって社会保障を補う役割があるため、税制上の優遇（控除）が設けられています。

会社員が生命保険に加入している場合、年末調整(確定申告)で生命保険料控除を申告すると、

税金の再計算が行われ、*払いすぎていた税金が返ってくる（還付される）*ことがあります。

リスク

生命保険料控除

【生命保険料控除の法改正】

<p>法改正</p>	<p>2012年1月1日より生命保険料控除等の制度が変更になりました。従来は一般生命保険料控除と個人年金保険料控除でしたが新制度では、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除の3つになりました。</p>
<p>2011年12月31日以前の契約の場合</p>	<p>2011年12月31日以前に締結した生命保険の場合でも2012年1月1日以降に契約更新・転換や特約の中途付加を行う事ができ、以降は新たな生命保険料控除制度が適用されるため、更新後は、新たな生命保険料控除の対象となり、保障内容ごとに一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除に分けて控除額が計算されます。</p>
<p>その他の変更点</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 変額年金保険の保険料 一般生命保険料控除の対象になりました。 (従来は個人年金保険料控除でした。)・ 対象外 災害入院特約、傷害特約、災害割増特約は生命保険料控除の対象外となります。(旧制度では一般生命保険料控除の対象でした)

リスク

生命保険料控除

一般生命保険料控除	生存・死亡に基因して保険金・給付金を支払う
	・定期保険・終身保険・養老保険・収入保障保険・一時払の変額個人年金保険など
介護医療保険料控除	入院・通院等の医療費支払い事由に基因して保険金の給付が行われる
	・介護保険・医療保険・所得補償保険など
個人年金保険料控除	個人年金保険料税制適格特約が付加された個人年金
	・個人年金保険など

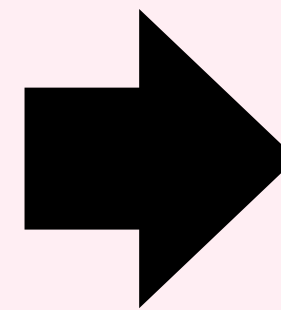
【制度比較】

リスク

生命保険料控除

《旧制度》 2011年12月31日以前

全体の所得控除限度額	所得税 10万円 住民税 7万円
●一般生命保険料控除	
所得控除限度額	所得税 5万円 住民税 3.5万円
●個人年金保険料控除	
所得控除限度額	所得税 5万円 住民税 3.5万円



《新制度》 2012年1月1日以後

全体の所得控除限度額	所得税 12万円 住民税 7万円
●一般生命保険料控除	
所得控除限度額	所得税 4万円 住民税 2.8万円
●介護医療保険料控除	
所得控除限度額	所得税 4万円 住民税 2.8万円
●個人年金保険料控除	
所得控除限度額	所得税 4万円 住民税 2.8万円

タックス

所得控除

【生命保険料控除】

契約時期		一般の生命保険料控除	個人年金保険料控除	介護保険料控除	合計
2011年以前の契約	所得税	最高5万円	最高5万円	-	最高10万円
	住民税	最高3.5万円	最高3.5万円	-	最高7万円
2012年以降の契約	所得税	最高4万円	最高4万円	最高4万円	最高12万円
	住民税	最高2.8万円	最高2.8万円	最高2.8万円	最高7万円

リスク

生命保険料控除

《旧制度》2011年12月31日以前	
年間の支払保険料等の合計額	控除額
25,000円以下	支払保険料等の全額
25,001円から50,000万円まで	支払保険料等 $\times 1/2 + 12,500$ 円
50,001円から100,000万円まで	支払保険料等 $\times 1/4 + 25,000$ 円
100,001円以上	一律50,000円

《新制度》2012年1月1日以後	
年間の支払保険料等の合計額	控除額
20,000円以下	支払保険料等の全額
20,001円から40,000万円まで	支払保険料等 $\times 1/2 + 10,000$ 円
40,001円から80,000万円まで	支払保険料等 $\times 1/4 + 20,000$ 円
80,001円以上	一律40,000円

【個人の生命保険の税金】

リスク

個人の
生命保険の税務

生命保険の保険金を受け取った場合、契約者、被保険者、受取人が誰なのかによって、課税される税金が異なります。

契約者、被保険者および保険金受取人の組合せにより課税関係が変わります。

死亡保険金に対する税金

契約者	被保険者	保険金受取人	課税関係	課税関係の理由
A	A	B	相続税	被保険者＝死亡者 → 相続財産扱い
A	誰でもOK	A	所得税(一時所得) ・住民税	自分で払って自分で受け取る → 一時所得
A	誰でもOK	C	贈与税	他人が払って他人が受け取る → 贈与扱い

契約者：契約を結ぶ人

被保険者：保険の対象となっている人

リスク

個人の
生命保険の税務

満期保険金・解約返戻金に対する税金

契約者	被保険者	保険金受取人	課税関係
A	誰でもOK	A	所得税(一時所得) ・住民税
A	誰でもOK	B	贈与税

リスク

個人の
生命保険の税務

個人年金保険に対する税金

契約者	被保険者	保険金受取人	課税関係
A	A	A	一括で受ける場合：所得税(一時所得) 年金で受ける場合：所得税(雑所得)
A	誰でもOK	B	贈与税

リスク

個人の
生命保険の税務

【非課税となる保険金・給付金】

概要	<p>不慮の事故や疾病などにより受け取る給付金は非課税となります。 給付金受取人が被保険者でない場合でも、被保険者の配偶者や直系血族や生計を一にするその他の親族であるときも非課税となります。</p>
非課税	<ul style="list-style-type: none">・ 入院給付金・ 通院給付金・ 手術給付金・ 特定疾病保険金・ 就労不能給付金・ がん診断一時金・ 先進医療給付金など

リスク

法人の
生命保険の税務

【法人の生命保険の経理処理】

保険の種類	保険金受取人	
	法人	被保険者またはその遺族
貯蓄性がない商品 (定期保険・医療保険等)	損金算入	損金算入
貯蓄性がある商品 (養老保険・終身保険等)	資産計上	損金算入

- ・ 損金とは経費のこと
- ・ 特約は、特約の内容に応じて決まります。

リスク

法人の
生命保険の税務

【1/2養老保険 ハーフタックスプラン】

概要

ハーフタックスプランとは、被保険者の死亡等で中途解約となった場合、解約返戻金を受け取ることができるプランです。保険期間が満期になった場合、満期保険金を受け取れる保障と貯蓄の機能を併せ持った保険です。

ハーフタックスプランでは、契約者を法人、被保険者を役員・従業員、普遍的加入（加入者の公平性）を条件に、福利厚生費として2分の1を損金計上が認められています。

保険金受取人		保険料の税務
死亡保険金	満期保険金	
法人	法人	全額資産計上 (保険料積立金)
従業員・役員の遺族	法人	1/2 資産計上(保険料積立金) 1/2 損金計上(福利厚生費)

リスク

法人の
生命保険の税務

【法人の個人年金保険の税金】

保険金受取人		保険料の税務	意味
死亡保険金	満期保険金		
法人	法人	全額資産計上	すべて貯蓄扱い。 経費にできない。
従業員・役員 の遺族	法人	90%資産計上 10%損金計上	福利厚生目的で 一部を経費にできる。
従業員・役員 の遺族	従業員・役員	給与 (福利厚生費=損金計 上)	個人に給料として 課税される。

リスク

法人の
生命保険の税務

【定期保険及び第三分野保険の保険料の取扱い】

**法改正
(2019年7月8日
から施行)**

法人が契約者となり、役員または使用人を被保険者とする保険期間が**3年以上**の定期保険または第三分野保険で最高解約返戻率が50%を超えるものに加算して支払った保険料は、原則、支払保険料のうち最高解約返戻率の区分に応じて計算される一定額を一定期間資産に計上し、その資産計上額は所定の期間経過後に取り崩して損金の額に算入されます。

**全額損金算入
できる条件**

- ・ 保険期間が**3年未満**の契約
- ・ 最高解約返戻率が50%以下の契約
- ・ 最高解約返戻率が**70%**以下で、かつ、
年換算保険料相当額が**30万円以下**の契約

最高解約返戻率とは、解約返戻金の額に占める払込保険料総額の割合のことで、最高解約返戻率は保険期間中で一番高い解約返戻率のこと。

リスク

法人の
生命保険の税務

区分	資産計上期間	資産計上額	取崩期間
最高解約返戻率50%超 70%以下	保険期間の開始の日から、 当該保険期間の100分の 40相当期間を経過する日 まで	当期分支払保険料の額に100分の40を 乗じて計算した金額	保険期間の100分の75相当期間経過後 から、保険期間の終了の日まで
最高解約返戻率70%超 85%以下		当期分支払保険料の額に100分の60を 乗じて計算した金額	
最高解約返戻率85%超	保険期間の開始の日から、 最高解約返戻率となる期 間(当該期間経過後の各期 間において、その期間にお ける解約返戻金相当額か らその直前の期間における 解約返戻金相当額を控除 した金額を年換算保険料 相当額で除した割合が100 分の70を超える期間があ る場合には、その超えるこ ととなる期間)の終了の日 まで (注) 上記の資産計上期 間が5年未満となる場合 には、保険期間の開始の 日から、5年を経過する 日まで(保険期間が10年 未満の場合には、保険期 間の開始の日から、当該 保険期間の100分の50 相当期間を経過する日 まで)とする。	当期分支払保険料の額に最高解約返戻 率の100分の70(保険期間の開始の日か ら、10年を経過する日までは、100分の 90)を乗じて計算した金額	解約返戻金相当額が最も高い金額とな る期間(資産計上期間がこの表の資産計 上期間の欄に掲げる(注)に該当する場 合には、当該(注)による資産計上期間) 経過後から、保険期間の終了の日まで

リスク

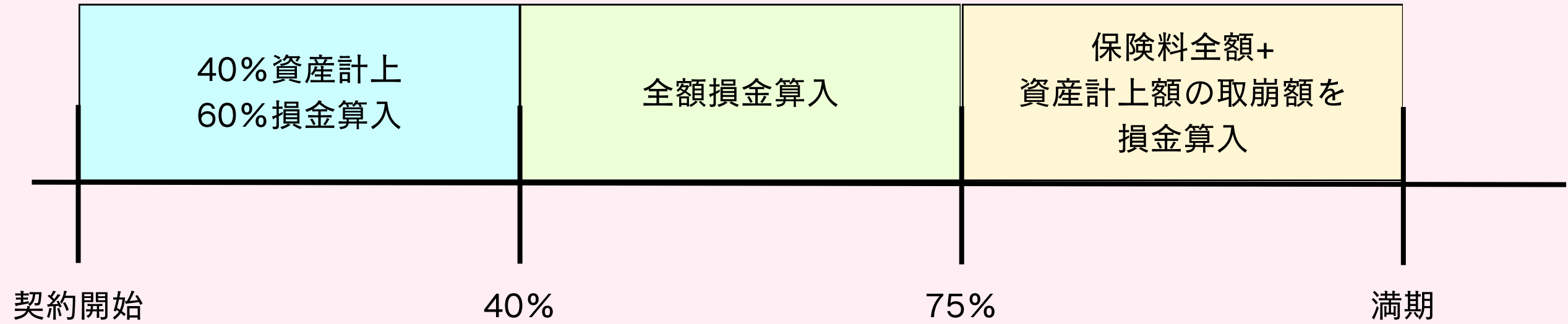
法人の
生命保険の税務

最高解約返戻金	資産計上期間	資産計上期間の処理	損金算入割合	取崩期間
50%以下	なし	なし	100%	なし
50~70%以下	保険期間の 当初4割相当期間	40%	60%	保険期間の75%相当 の期間経過後から保 険期間終了まで
70~85%以下		60%	40%	
85%超	保険期間開始から最高 解約返戻率になるまで の期間等	①当初から10年間 支払い保険料×最高解約返戻率90% ②11年目以降 支払い保険料×最高解約返戻率70%	100%-左記の資 産計上割合	解約返戻金相当額が 最も高い金額となる 期間経過後から保険 期間終了日まで

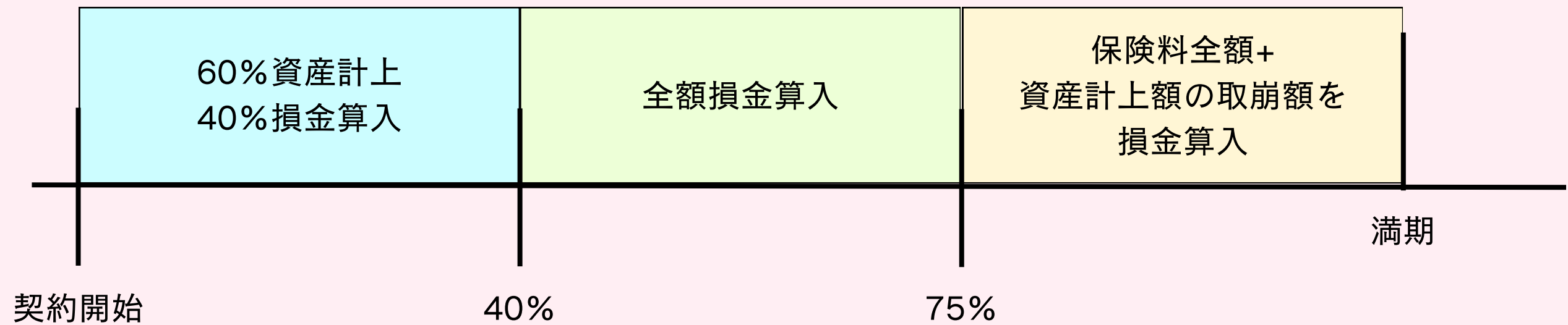
リスク

法人の
生命保険の税務

『最高解約返戻率50～70%以下の契約』



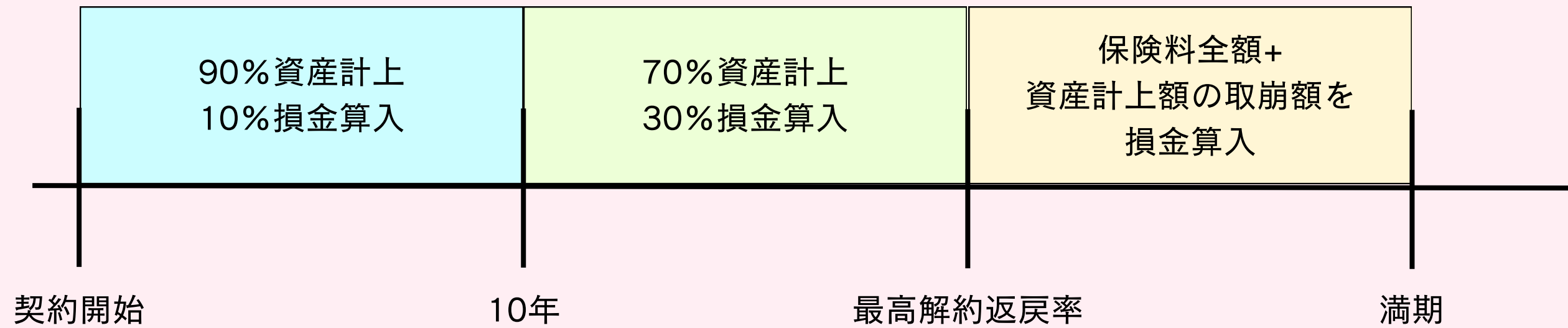
『最高解約返戻率70～85%以下の契約』



リスク

法人の
生命保険の税務

『最高解約返戻率85%以上の契約』



リスク

損害保険の
基本

【損害保険の基本】

概要

自然災害、ケガ、盗難、または損害賠償責任などのリスクによって生じた損害を補うための保険です。

一定額の保険金が支払われる生命保険とは違い、
契約の保険金額を限度に、**実際の損害額**が保険金として支払われます。

リスク

火災保険

【火災保険】

概要

火災による建物、家財の損害、火災、爆発、落雷、水災（洪水）、風災（突風・竜巻）、ひょう災、雪災などのほか、消防活動による水漏れなど、不測かつ突発的な事故による損害についても補償対象です。

被害内容	住宅火災保険	住宅総合保険
火災	○	○
落雷	○	○
ガス爆発などの破裂・爆発	○	○
風災・ひょう災・雪災	○	○
水災	×	○
給排水設備の不具合等の水漏れ	×	○
破損・汚損	×	○
建物外部からの飛来・落下・衝突	×	○
盗難	×	○
地震・噴火・津波	×	×

リスク

火災保険

【火災保険の対象となる明記物件】

<p>概要</p>	<p>火災保険の補償対象は建物と家財に分けられ、このうち家財の補償(家財保険)をつけることで、家財に損害があった場合、保険金を受け取れます。</p> <p>ただし、明記物件に限っては、あらかじめ契約時に保険申込書で保険会社に申告していないと補償対象に含まれません。</p>
<p>ポイント</p>	<p>貴金属・宝石・美術品等1個または1組の価額が30万円を超えるものは明記物件として個別申告が必要です。</p>

リスク

地震保険

【地震保険】

概要	地震保険は、火災保険では補償されない、地震・噴火・それらに起因する津波による損害が補償されます。
特徴	<ul style="list-style-type: none">・地震保険は単体では契約できないため、火災保険とセットで契約が必要となります。・地震保険の保険料は、居住建物の構造と所在によって異なります。・地震保険の契約は建物と家財それぞれで契約をします。・契約金額は、火災保険の契約金額30～50%の範囲内となります。 限度額は、建物 5,000万円 ・家財 1,000万円 までとなります。

損害の程度	保険金額 (%)
全損	100%
大半損	60%
小半損	30%
一部損	5%

リスク

自賠責保険

【自賠責保険】

自動車損害賠償責任保険 (自賠責保険)

自動車損害賠償保障法の規定によって一部の例外を除き全ての車に加入が義務付けられている強制保険です。

対人賠償事故のみの補償で、被害者1人あたり死亡・後遺障害について最高**3,000万円**（但し、常に介護を要する重度の後遺障害については最高4,000万円）が支払われ、傷害については別に最高**120万円**が支払われます。

【自動車保険(任意保険)】

リスク

自動車保険
(任意保険)

概要	自動車保険とは任意保険のことで、複数の補償内容を組み合わせ、自分に必要な内容を選んで契約するのが基本です。
対人賠償保険	被保険自動車の所有、管理に起因して 他人を死傷 させ、損害賠償責任を負うことにより被る損害のうち、自賠責保険で支払われる金額を超える部分が支払われます。ただし、被害者が「 被保険者・被保険者の配偶者・父母・子 」は 補償対象外 です。
対物賠償保険	被保険自動車の所有、管理に起因して 他人の財物 に損害を与え、損害賠償責任を負うことにより被る損害のうち、自賠責保険で支払われる金額を超える部分が支払われます。ペット(動物)は法律上「物」として扱われますので補償対象です。
人身傷害補償保険	被保険者が自動車事故で死傷、後遺障害を被った場合に、 示談を待たずに、過失の有無を問わず 、保険金額を限度に損害金の全額が支払われます。
車両保険	被保険自動車につき、衝突、接触、火災、爆発、盗難、台風、洪水等の偶然な事故によって生じた損害に対して保険金が支払われます。 被保険者の法令違反等による事故は免責となり、損害が発生しても保険金は支払われません。 なお、地震・噴火・津波による損害は補償対象外ですが、特約を付帯した場合に限り、 50万円 限度に補償されます。

リスク

傷害保険

【傷害保険 その1】

<p>普通傷害保険</p>	<p>国内外を問わず、日常生活での急激、偶然、外来の事故による損害を補償。</p> <p>※業務中の傷害も補償対象。 ※病気や細菌性食中毒は対象外。</p>
<p>家族傷害保険</p>	<p>被保険者の範囲を家族全員とし、補償内容は普通傷害保険と同じです。</p> <p>[家族の範囲]</p> <ul style="list-style-type: none">・ 本人・ 配偶者・ 生計を一にする同居家族・ 生計を一にする別居の未婚の子・ 保険期間中に被保険者に子供が生まれた場合、同一生計であれば、特に手続きなく自動的に補償対象となります。

リスク

傷害保険

【傷害保険 その2】

<p>交通事故傷害保険</p>	<p>補償内容は国内外を問わず、 交通事故（駅構内や乗物搭乗中の事故も含む）、建物や乗物の火災等による 損害を補償。</p> <p>※エスカレーターやエレベーターの事故でも補償の対象となる。</p>
<p>ファミリー 交通事故傷害保険</p>	<p>被保険者の範囲を家族全員とし、補償内容は交通事故傷害保険と同じです。</p> <p>[家族の範囲]</p> <ul style="list-style-type: none">・本人・配偶者・生計を一にする同居家族・生計を一にする別居の未婚の子・保険期間中に被保険者に子供が生まれた場合、同一生計であれば、特に手続きなく自動的に補償対象となります。

リスク

傷害保険

【傷害保険 その3】

<p>国内旅行傷害保険</p>	<p>国内旅行中に被った損害について補償されます。</p> <p>※細菌性食中毒やウイルス性食中毒も補償対象ですが、地震・噴火またはそれらによる津波によるケガは対象外です。</p>
<p>海外旅行傷害保険</p>	<p>自宅から出国して、海外旅行中および帰国から自宅までの間に被った損害について補償されます。従って、国内移動中に発生した事故による損害も、補償の対象となります。</p> <p>※細菌性食中毒、ウイルス性食中毒、地震、噴火、それらに起因する津波も補償の対象となります。</p>

リスク

傷害保険

種類	細菌性食中毒・ ウイルス性食中毒	地震・噴火・それらに 起因する津波
普通傷害保険	補償対象外	補償対象外
国内旅行傷害保険	補償対象	補償対象外
海外旅行傷害保険	補償対象	補償対象

リスク

損害賠償責任
保険

【損害賠償責任保険】

<p>生産物賠償責任保険 (PL保険)</p>	<p>製造物（自動車、医薬品、食品等）の欠陥等により、購入者や利用者へ損害を与えた場合、製造業者が負担すべき損害賠償金、訴訟費用を補償する保険です。</p>
<p>施設所有者賠償責任 保険</p>	<p>施設の安全性の維持・管理の不備や、構造上の欠陥、施設の用法に伴う仕事の遂行が原因となり、他人にケガをさせたり、他人の物を損壊させたり、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担された場合に被る損害を補償する保険です。</p>
<p>請負業者賠償責任保険</p>	<p>建設、土木等の請負業者が行う業務遂行中に生じた、他人の身体や財物に損害を与えてしまった場合の賠償責任を補償する保険です。</p>

【その他の損害保険】

リスク

その他の
損害保険

機械保険	設計・製作の欠陥等に起因した破裂・爆発等の偶然な事故で、機械設備が被る損害を補償します。 火災事故は補償されません。火災事故に備えるには火災保険です。
労働災害総合保険	従業員の労働災害に備える保険で、企業が補償金や損害賠償等を負担することによる損害を補償する保険です。 [特徴] <ul style="list-style-type: none">・政府労災保険の上乗せ補償を行う企業向けの保険です。・政府労災保険に加入しているすべての企業が加入可能です。・保険料は全額損金算入することができます。
店舗休業保険	火災、爆発、食中毒等により、店舗を休業せざる負えない場合に、利益の逸失を補償する保険です。食中毒やその他感染症による損失も補償対象です。
企業費用・利益総合保険	会社が、火災や風水害などの災害で仕事ができなくなったときに出る保険で、「モノが壊れた損害」ではなく、“営業できずに損失した分”を補う保険です。

リスク

第三分野保険

【第三分野保険】

概要

第一分野は生命保険、第二分野は損害保険、第三分野は第一分野、第二分野のどちらにも分類しにくい保険分野です。

- ・ 医療保険
- ・ がん保険
- ・ 特定疾病保障保険
- ・ 民間介護保険
- ・ 所得補償保険
- ・ 先進医療特約
- ・ リビング・ニーズ特約

リスク

第三分野保険

【医療保険】

支払事由	病気、ケガによる入院、手術
保険期間	更新型、終身型
入院給付金	1 入院60日が主流
手術給付金	手術給付金の金額は手術の種類に応じて定められている所定倍率または定額で決まる。 支払限度回数は設定されていない。
支払対象外事由	美容整形手術、正常分娩
その他	<ul style="list-style-type: none">・更新型の場合、保険期間中に給付金が支払われても、更新時の診査・告知が不要のため健康状態に関わらず更新が可能です。・退院の翌日から180日以内に同じ病気で再入院した場合は、前回の入院と合わせて1回の入院と数える

リスク

第三分野保険

【がん保険】

支払事由	がんのみ
保険期間	定期型、終身型
入院給付金	入院初日から日数無制限で支払われる
手術給付金	支払金額は定額。 支払回数無制限が一般的。一部のがん保険では、特定の手術で支払回数が制限されているものもある。
支払対象外事由	免責期間として、契約日から90日または3ヶ月は給付金が支払われません。（この期間にがんと診断された場合、契約は無効）

リスク

第三分野保険

【特定(三大)疾病保障保険】

<p>概要</p>	<p>ガン、急性心筋梗塞、脳卒中により、約款で定める所定の状態と医師に診断されたときに生前に、死亡・高度障害保険金が支払われます。</p>
<p>ポイント</p>	<p>特定(三大)疾病保険金を受け取った時点で契約は終了し、その後に死亡しても死亡保険金は支払われない。</p> <p>特定(三大)疾病保険金を受け取らず、特定(三大)疾病以外の病気で死亡した場合でも、死亡原因は問わず、死亡・高度障害保険金が支払われます。</p>

リスク

第三分野保険

<p>民間介護保険</p>	<p>寝たきり、所定の要介護状態になった場合に、年金または一時金が支払われる保険です。公的介護保険に連動して支払われる商品、保険会社独自の認定基準で支払われる商品があります。</p> <p>公的介護保険は、介護サービスが現物給付ですが、民間介護保険は、一時金や年金等の現金給付です。</p>
<p>所得補償保険</p>	<p>病気やケガで働けなくなった場合に、被保険者の所得の減少分を補償する保険です。医師の診断に基づく在宅療養でも対象になります。</p>
<p>先進医療特約</p>	<p>厚生労働大臣が定める高度で最先端の医療技術を用いた療養に対して給付金が支払われる特約で、加入後に新しく認められた(療養を受けた時点の)先進医療も支払いの対象です。</p>
<p>リビング・ニーズ特約</p>	<p>被保険者が余命6ヶ月以内と判断された時、生存中に被保険者が死亡保険金などの一部を前払いで受け取れる特約です。</p> <p>死亡保険金の全額を受け取ると、同額の死亡保険金が減額されたことになり、そこで保険契約は終了します。</p>